

放送倫理・番組向上機構  
平成20年度第3回理事会 議事録

1. 日 時 平成21年3月12日(木) 午前10時25分～11時45分  
2. 場 所 放送倫理・番組向上機構(BPO) 第1会議室  
3. 出席者 [理事総数 10名]

飽戸 弘 理事長  
岡本 伸行 専務理事 本橋 春紀 理事(事務局長)  
黒川 光博 理事 藤久 ミネ 理事  
今井 環 理事 荒巻 優之 理事  
山本 雅弘 理事  
濱田 純一 理事(理事長に議決権委任)  
島田 昌幸 理事(理事長に議決権委任)

-----

黒田 敬一 監事 工藤 俊一郎 監事

4. 議 題

- (1) 会計基準の変更および緊急対策基金規定の整備について
- (2) 平成21年度事業計画・収支予算案について
- (3) 評議員の選任について
- (4) 役員を選任について
- (5) 放送人権委員会および青少年委員会委員の選任結果について
- (6) その他

5. 配付資料

- (1) BPO役員・事務局名簿
- (2) 会計処理規定(案)
- (3) 緊急対策基資産規定(案)
- (4) 平成21年度事業計画(案)
- (5) 平成21年度予算(案)
- (6) 評議員候補者

(7) 平成21年度役員(案)

(8) 次年度委員会委員名簿

## 6. 議 事

議事に先立ち、鮑戸理事長から濱田理事と島田理事から議決権の委任を受けている旨の報告があった。

### (1) 会計基準の変更および緊急対策基金規定の整備について

本橋理事(事務局長)より、次の説明があった。

「BPOは公益法人会計基準に準拠して経理を行ってきたが、新しい公益法人会計基準(内閣府公益等認定委員会、平成20年4月11日制定)が平成21年度から実施されるのにあわせて、BPOもこの新基準で即して経理処理を行っていきたい。BPOは現在法人格を有しておらず、また現時点では今後、公益法人格を取得する予定もないが、より適切な経理処理を行っていく見地から、公益法人会計基準に準拠する必要があると考えている。この基準の適用に伴い、収支予算および決算がこれまでの収支ベースから収益ベースに変更される。また、会計規程の見直しを図る必要があるが、現在、公認会計士事務所と検討を進めているので、次回の理事会(5月)で新しい会計規程案を提案することとしたい。また「緊急対策引当基金」について、名称を「緊急対策引当資産」に変更し、あわせて管理・運用について資産規定を整備・明文化して、適切な運用を図ることとしたい。同規程についても次回理事会に改めて提案させていただきたい」

これを受けて、以下の意見交換が行われた。

- ・ 「緊急対策引当資産」のほかに予算として「予備費」がある。緊急の事態が発生した場合には、この予備費を先に取り崩していくということも考えられるのではないか。今後どのような順序で経理処理していくのか確認しておきたい。
- ・ これほど多額の金額が「緊急対策引当資産」として必要なのか疑問だ。この資産の運用と取り扱いについては、今後の検討課題にしていきたい

以上の意見交換を受けて、会計規程等の整備については、次回以降の理事会で事務局からの提案を受けて審議することを決めた。

### (2) 平成21年度事業計画・収支予算案について

岡本専務理事から平成21年度の事業計画案について提案を行い、原案のとおり、全会

一致で承認された（事業計画を議事録末尾に掲載）。

次に、本橋理事（事務局長）から、新しい公益法人会計基準に準拠した平成21年度収支予算案および平成20年度における緊急対策引当基金の積み立てについて提案があった。その要点は以下のとおり。

- ・ 予算案では、新しい公益法人会計基準に準拠して、「BPO事業会計」「法人会計」の2会計を立てる。
- ・ 収支予算案は財産の増減を示す収益ベースに変更する。経常収益の合計は約4億円であり、同じく経常費用は約4億3千万円である。
- ・ 前年度予算と収支ベースで比較すると、各予算項目についてほとんど変更はない。ただし、事業費人件費については、視聴者対応業務の重要度が増していることを踏まえて担当者の処遇を改善したこと等により若干の増加となっている。
- ・ 今年度（平成20年度）の決算見込みについては、おおむね当初の予算どおりとなっている。剰余の一部となる1000万円を緊急対策基金に積み立てることとした。

以上の提案について、次の発言があった。

- ・ 平成21年度から導入する公益法人会計基準について、一部不明な点があるので持ち帰って精査・確認し、次回の理事会で検討することにしていただきたい。
- ・ BPOはよい形で運営していきたいと考えているが、全体の予算が少々膨張的であるという感が否めない。民放各局はこれまでにない厳しい経営環境の下で資金をやりくりしている。BPOの組織・活動も落ち着いてきており、予算の立て方・人員等を全般的に検討する時期にきているのではないか。

以上の意見交換を踏まえて、収支予算のあり方については次回の理事会に向けて継続して検討とすることとし、平成21年度事業計画および収支予算は原案のとおり全会一致で承認された。

### （3）評議員の選任について

岡本専務理事より評議員の選任について、次のとおり、説明と提案が行われた。

- ・ BPO規約では、「評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。また、評議員は、理事会が放送事業者の役職員を除く有識者の中から選任する」と定められている。

- ・ 7名の評議員のうち、生田正輝議長、西澤潤一、半田正夫、三浦朱門評議員の4名が今年度末をもって任期を満了する。
- ・ このうち生田議長と西澤評議員には今期をもってご退任いただき、半田、三浦評議員については再任をお願いする。
- ・ 後任としては、藤原作弥氏（元日銀副総裁、ジャーナリスト）と、辻井重男氏（情報セキュリティ大学院大学学長、中央大学研究開発機構教授）の2名を推薦する。

上記の提案が全会一致で承認された。

#### （４）役員の選任について

岡本専務理事より、今期で任期が満了する飽戸理事長について、NHKおよび民放連からの推薦があり、再任したいとの提案が出され、全会一致で承認した。

今期で任期が満了する理事について、今井理事からNHKとしては岡本専務理事を、山本理事から民放連としては本橋理事（事務局長）を、平成21年度以降それぞれ理事として再任する旨の報告があった。

飽戸理事長から引き続き岡本理事を専務理事に、本橋理事を事務局長に選任したいとの提案があり、全会一致で再任が決定した。

#### （５）放送人権委員会および青少年委員会委員の選任結果について

評議員会が平成21年3月で任期が満了する委員の選任を行ったが、本橋理事（事務局長）から、その結果が次のとおり報告された。

##### ○放送と人権等権利に関する委員会

（退任）竹田稔委員長、五代利矢子委員長代行、右崎正博委員、中沢けい委員、  
崔洋一委員

（再任）堀野紀委員長代行、武田徹委員、三宅弘委員

（新任）大石芳野氏（写真家）、樺山紘一氏（印刷博物館館長）、坂井眞氏（弁護士）、  
田中里沙氏（株式会社宣伝会議取締役編集室長）、小山剛氏（慶應義塾大学法  
科大学院・法学部教授）

[注] 山田健太委員は任期途中。

##### ○放送と青少年に関する委員会

(退任) 大日向雅美委員長、橋元良明副委員長、山田由紀子委員、是永論委員

(再任) 小田桐誠委員、軍司貞則委員

(新任) 加藤理氏(東京成徳大学子ども学部准教授)、汐見稔幸氏(白梅学園大学学長)、  
萩原滋氏(慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)、渡邊淳  
子氏(弁護士)

[注] 境真理子委員は任期途中。

以上の報告を了承した。

## (6) その他

岡本専務理事から、平成20年度の各委員会の主な活動、視聴者対応の業務の概要等について説明した。その後、次の発言があった。

- ・ 認知度がまだ低いという話があったが、BPOの活動も次第に認知されてきていると感じている。
- ・ さまざまな媒体を通じて、BPOの周知を積極的に図るべきだ。
- ・ 視聴者から寄せられた意見・要望については、双方向にコミュニケーションをとっていくという観点から、放送局でもホームページなどで取り上げている。BPOに寄せられる意見は、放送局に寄せられる意見と異なって点もあるが、参考になる部分もあるのではないか。今後も放送局とBPOで互いに交流していきたい。

最後に、本橋理事(事務局長)から、年次報告会の開催(3月26日)および次回理事会の日程調整について連絡があった。

以上で議事を終了し、散会した。

## 放送倫理・番組向上機構[BPO]

### 平成21年度事業計画

#### 1. 放送界の自主自律体制の維持・強化

BPOは、平成19年度に放送倫理検証委員会を設立し、虚偽放送事案について審理を行う体制を整えた。平成21年度は、同委員会の活動を軌道に乗せるとともに、放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）、放送と青少年に関する委員会（青少年委員会）の活動とあわせ、放送界全体として放送倫理の高揚を図ることとする。三委員会の活動に当たっては、独立性及び第三者性を確保する。

#### 2. 放送倫理の高揚および虚偽放送事案への対応

BPOは、放送倫理検証委員会を継続設置し、同委員会は虚偽放送事案の審理および放送倫理上の問題について審議を行う。審理・審議結果が、広く放送界で尊重・活用されるよう努めて、放送倫理の向上に寄与する。

#### 3. 放送による人権侵害等への対応

BPOは、放送人権委員会を継続設置し、放送による人権侵害等の苦情の申立てを受け付けて、人権侵害等の救済にあたる。放送人権委員会の審理が速やかに行われるようにするため、当該放送事業者への調査依頼などを行う。審理結果が当該放送事業者のみならず、広く放送界で活用・尊重されるよう努める。また、放送人権委員会と放送局との意見交換会の開催などを行う。

#### 4. 放送と青少年に関する対応

BPOは、青少年委員会を継続設置し、放送と青少年に関する視聴者からの意見を放送界に反映させるよう努める。同委員会は、一般の視聴者からの意見を審議するとともに、子ども自身の意見の把握を図るため、中学生モニター制度を継続する。また、子どもたちの放送への接触の実態についての調査・研究を行う。青少年委員会フォーラムの開催などを通じて、委員会の「見解」「要望」等を放送界に伝え、放送が青少年にとってよりよい存在となるよう努める。

## 5. 視聴者対応

放送番組に関する意見や苦情、相談・問い合わせなどに対して、電話対応のための専用窓口を設けるほか、郵便・FAX・Eメールにより幅広く受け付ける。受け付けた意見は分類・整理して委員会審議に付するとともに、番組名・放送局が特定できるものは、1週間ごとに取りまとめて当該放送局に通知する。意見の概要はホームページなどで公表する。また、視聴者意見のデータベース化を継続する。

## 6. 周知活動等

BPOの一般への周知は依然として不十分なため、広報活動の強化を図る。各委員会の決定については、ホームページにおいて公開するとともに、記者会見、資料配付などのかたちで報道機関への広報を行う。前々年度に制作したBPOのPRスポットの放送を、構成員各社に引き続き依頼する。構成員および関係者に対して、毎月1回「BPO報告」を発行する。放送事業者等への活動報告として年度末に「年次報告会」を開催し、次年度に「年次報告書」を作成・配付する。

このほか、BPO活動の社会的認知、放送界の自主自律努力への理解を得るため、関係団体との連携を密にするとともに、BPO主催シンポジウムの開催や外部の関連する各種研修・セミナーへの講師派遣等を積極的に行う。

## 7. その他

上記のほか、BPO規約第3条に定める目的を達成するために必要な事業を行う。

以上